

募集等に係る株券等のお客さまへの配分に係る基本方針

au カブコム証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下、「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下、「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客さまの需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 具体的な配分につきましては、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、必要に応じて当該銘柄の地域性、固有の特性、その他の状況等を考慮した配分を行う場合がございます。

（1） 新規公開株の個人投資家への配分

配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選による配分を行います。個人投資家には、個人投資家と同等のアマ口座扱いの法人を含みます。当該抽選により配分する数量は、配分予定数量の10%以上といたします。

① 抽選は、次の要領で行ないます。

i) 抽選対象者の条件

- ・ 当社に総合口座を有し「らくらく電子契約サービス」に契約いただいていること
- ・ ログイン後のお客さまページを通じて目論見書等の内容を確認のうえでブックビルディング期間中に有効需要（公開・売出し価格以上の需要）を充たす需要の申告をされ購入申込みをいただいていること。

ii) 抽選方法

- ・ 公正性及び機密性を確保するシステム抽選で行います。
- ・ 配分は、できるだけ多くのお客さまに配分が行なわれるように購入申込のあったお客さま毎に系統的に乱数を割り振り、当該乱数の小さい

順に1単位ずつ配分（一度で配分出来ない場合は、同乱数順による配分を繰り返し行う）を行います。

iii) 抽選の結果

- ・ ログイン後のお客さまページへ速やかに配分結果を表示いたします。
- ・ メール通知サービスをご利用の場合には、電子メールによる結果受領も可能です。
- ・ 配分のないお申込みの効力は抽選終了後に失効いたしますのでご了承ください。

② 抽選によらない配分は、次の要領で行います。

- i) 当社コールセンターへ購入の意思を確認させていただいたお客さまで、適合性の原則に則り以下の事項を確認のうえ営業責任者が申請をおこない審査部門の内部管理責任者が認めるお客さまに限ります。（したがって、必ずしも購入のご意向にお応えできるわけではございません。）
- ・ 投資する商品のリスクを十分に認識していること
 - ・ 投資する商品のリスクに対して十分な資産状況であること
 - ・ 当社と継続的に取引いただいていること、またはお取引拡大が期待できること
 - ・ 過去の取引上で法令、諸規則、取引ルールを遵守されていること
 - ・ 過去の配分実績が過度に集中していないこと
- ii) 当社の配分予定株数が一定数量に満たない場合は、配分株数の全数量を抽選による方式といたします。（当社ホームページを通じてお知らせいたします）

(2) 新規公開株の機関投資家及びプロ口座への配分

機関投資家のお客さまのご注文はお受けすることができません。

機関投資家を除くプロ口座のお客さまへの配分については、ブックビルディングにおける需要申告と購入申込みの状況等を考慮の上、適切な配分に努めます。

配分に際しては、適合性の原則に則り、お預かりしたお客さまの情報と以下の点を確認させていただく場合もございますので、ご了承ください。

- ・ 投資目的について
- ・ 購入資金について
- ・ リスク許容度について

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客さま以外のお客さまへの配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、上記（1）および（2）と同様の方法により配分先を決定することといたします。

（4） 配分予定数量に満たない場合

お客さまからの購入申込み株数が、当社の配分予定株数に満たない場合には有効需要を満たさなかったお客さまおよび需要の申告をおこなっていないお客さまに配分を行うことがあります。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないように、以下の点に留意して配分を行うこととしております。
抽選による配分については、予期せぬプログラムバグ等を原因とする配分結果の偏重がないことの確認をおこないます。抽選によらない配分については、原則として、年間に配分できる回数に制限を設けることで公正・公平な配分を心がけております。なお、抽選によらない新規公開株の個人投資家への平均配分株数については、抽選による配分株数の最大値の10倍程度を超えないように努めます。ただし、募集売出しの規模・需要の積み上がり状況・市況環境の変化等により変更する場合があります。
5. 需要申告及び購入申込みは、当社のログイン後のお客さまページでお受け致します。
6. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込み受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、当社のホームページ (<https://kabu.com/>) においてお知らせいたします。
7. 個別の事案において、「5.」までにお示しした内容と異なる方法でブックビルディング又は配分を行なう場合には、その変更の理由を当社のログイン後のお客さまページでお知らせをいたします。
8. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して

特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、さらに他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行なう等の不正な配分を行なわないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告又はお申込みはお受けいたしません。

9. 株券等を配分した先のお客さま（個人のお客さまを除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客さまの名称及びそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を主幹事証券会社を通じて、株式等の発行会社に提供いたします。
10. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上

附則

平成 18 年 1 月 15 日制定

平成 18 年 7 月 1 日改訂

平成 19 年 9 月 30 日改訂

平成 22 年 4 月 7 日に改訂し、平成 22 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

平成 23 年 12 月 1 日改訂

平成 24 年 8 月 28 日改訂

平成 27 年 6 月 30 日改訂

2019 年 3 月 4 日改訂

2021 年 3 月 29 日改訂

【上位文章】

業務方法書 第 29 条